

利益相反管理方針（概要）

目的

RGA リインシュアランスカンパニー日本支店（以下「当社」といいます）は、保険業法その他の関連法令を遵守し、「利益相反管理方針」に基づき、お客様の利益が不当に害されることのないように、当社または RGA グループに属する国内外の金融機関等（以下、総称して「当社グループ」といいます）が行う利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

1. 利益相反管理の対象

当社は、当社グループが行う取引のうち、利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます）を対象として、利益相反管理を行います。

2. 利益相反のおそれのある取引の特定および類型

当社では、次に掲げる類型に該当する取引のうち、対象取引を特定したうえで、お客さまの利益を不当に害することのないよう、適切に業務を管理します。

- （１）お客さまの利益と当社グループの利益が相反する取引
- （２）お客さまの利益と当社グループの他のお客さまの利益が相反する取引
- （３）当社グループがお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報*を利用して当社グループが利益を得る取引
- （４）当社グループがお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報*を利用して当社グループの他のお客さまが利益を得る取引

*非公開情報とは、公開される前のお客さまの投資、M&A、または新商品の情報等をいいます。

3. 利益相反の管理方法

当社は、下記に掲げる方法を適宜選択または組み合わせて講ずることにより、利益相反管理を行います。

- (1) 対象取引を行う部門と対象取引に係るお客様との他の取引を行う部門を分離する
- (2) 対象取引または対象取引に係るお客様との他の取引の条件または方法を変更する
- (3) 対象取引に伴い、対象取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示した上で、その同意を取り付ける
- (4) 対象取引または対象取引に係るお客様との他の取引を中止する方法

4. 利益相反管理態勢

- (1) 当社は、適切に利益相反の管理を行うため、営業部門から独立したコンプライアンス・法務部を利益相反管理全体統括部署とし、コンプライアンス・法務部長を利益相反管理統括責任者として任命し、既存の法令等遵守態勢の中で特定および管理を一元的に行います。
- (2) 当社従業員に対する研修・教育を実施することにより周知徹底を図ります。
- (3) 当社は、利益相反管理態勢の適切性と有効性を定期的に検証し、継続的に改善を図ります。